

登録事項の変更届出書提出書類一覧表

○:提出必須 △:必要に応じて提出

		変更届出書 第4号様式 (サービス手配業は 変更届出書 第19号様式) (注1)	変更届出添付書類 第5号様式 (サービス手配業は 変更届出添付書類 第20号様式)			代理業 者契約 書の写 し (注2)	備 考
			(1)	(2)	(3)		
旅行業者・ サービス手 配業の届出	氏名・法人の場合はその名称(商号)の変更	○	○			(○)	添付書類【法人】登記事項証明書 【個人】特になし(住民票は提出不要)
	代表者の変更(法人の場合)	○	○			(○)	添付書類【法人】登記事項証明書、欠格事項に該当しない旨の宣誓書 【個人】欠格事項に該当しない旨の宣誓書(住民票は提出不要)
	住所・法人の場合は本社所在地の変更	○	○			(○)	添付書類【法人】登記事項証明書 【個人】特になし(住民票は提出不要)
	通称の変更 (注3)	○	○				
	営業所の新設	○		○		(○)	添付書類【法人・個人ともに】旅行業務取扱管理者の選任一覧表、合格者証(認定証)写し、 履歴書、旅行業務取扱管理者定期研修修了証写し、欠格事項に該当しない旨の宣誓書
	営業所の名称変更	○	△	△		(○)	【法人・個人ともに】主たる営業所のみの変更の場合は、第5号様式(サービス手配業は第20号様式)は(1)のみ提出
	営業所の所在地変更	○	△	△		(○)	【法人・個人ともに】主たる営業所のみの変更の場合は、第5号様式(サービス手配業は第20号様式)は(1)のみ提出
	営業所の廃止	○		△ (注4)		(○)	
旅行業者の 届出	代理業者の新設	○			○	○	
	代理業者の廃止	○			△ (注5)		添付書類【法人・個人ともに】代理業契約を解除したことを証する書類及び残務処理方法を記した書類
	代理業者の住所変更	○			○	○	(注1)変更、新設又は廃止日も記載すること(添付書類がある場合は、当該書類から読み取ることができる日とすること)
	代理業者の名称変更	○			○	○	(注2) (○)は代理業者が届け出る場合に必要
	代理業者の営業所新設	○			○	○	(注3)登録申請書の商号欄において、商号の後ろに括弧書きしている通称のこと
	代理業者営業所の名称変更	○			○	○	(注4)その他の営業所を全て廃止した場合は提出不要 また、5号様式(2)(サービス手配業は20号様式(2))が不要になった場合は、 その旨4号様式(サービス手配業は19号様式)に記載のこと
	代理業者営業所の所在地変更	○			○	○	
	代理業者営業所の廃止	○			○	○	(注5)所属する旅行業者代理業者を全て廃止した場合は提出不要 また、5号様式(3)が不要になった場合は、その旨4号様式に記載のこと
代理業者 の届出 (注6)	所属旅行業者の氏名・法人の場合はその名称変更	○	○				(注6)所属旅行業者を別の事業者に変更するときは、登録事項変更の届出ではなく新規登録申請が必要
	所属旅行業者の住所・法人の場合は本社所在地変更	○	○				

変更届は変更の日から30日以内に届け出ること(旅行業法第六条の四第3項)